

兵庫県社会福祉協議会

生活福祉資金

のしおり



生活福祉資金は、低所得世帯や高齢者世帯、障害者世帯などで生活に一時的に困窮している世帯に対し、その必要な費用の一部を貸し付けるとともに、民生委員や社会福祉協議会による相談支援を行うことによって、社会参加の促進を図る制度です。

社会福祉法人 兵庫県社会福祉協議会

資金の種類と貸付条件一覧

資金の種類		貸付限度額	資金使途	貸付利率	据置期間	返済期間
福祉資金	福祉費	580万円以内 ※使途（資金の目的）により、目安となる額・期間が定められています。	低所得世帯、高齢者世帯、障害者世帯が日常生活を送る上で、又は自立生活に資するために、一時的に必要であると見込まれる経費 ・日常生活を送る上で必要な福祉機器の購入にかかる費用 ・障害者の通院、通所等に使用する自動車の購入にかかる費用 ・住宅のバリアフリー化等の増築、改築、拡張、補修、保全にかかる費用 ・疾病の療養に必要な経費 など	無利子（但し連帯保証人を立てられない場合は1.5%）	6ヶ月以内	20年以内 ※使途（資金の目的）により期間が定められています。
	緊急小口資金	10万円以内	緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に貸し付ける費用	無利子	2ヶ月以内	12ヶ月以内
教育支援資金	教育支援費	高校 月額3.5万円以内 短大等 月額6万円以内 大学 月額6.5万円以内	低所得世帯に属する者が高等学校、大学（短大及び専修学校を含む）等に就学するのに必要な経費	無利子	卒業後 6ヶ月以内	20年以内
	就学支度費	50万円以内	低所得世帯に属する者が高等学校、大学（短大及び専修学校を含む）等への入学に際し必要な経費			
総合支援資金	生活支援費	二人以上の世帯 月額20万円以内 単身世帯 月額15万円以内	失業者等の低所得世帯で、日常生活全般に困難を抱えている方の生活再建に必要な費用	無利子（但し連帯保証人を立てられない場合は1.5%）	最終貸付日から 6ヶ月以内	10年以内
	住宅入居費	40万円以内	同世帯の住宅の賃貸契約を結ぶための費用			
	一時生活再建費	60万円以内	同世帯の生活を再建するために一時的に必要な費用			
不動産担保型生活資金	不動産担保型生活資金	不動産土地評価額の7割 月額30万円以内	一定の居住用不動産を有する高齢者世帯に、当該不動産を担保として生活費を貸付ける資金	3%、または毎年4月1日時点の長期プライムレートのいずれか低い方	契約終了後 3ヶ月以内	据置期間終了時
	要保護世帯向け不動産担保型生活資金	不動産土地評価額の7割 （集合住宅は5割）	一定の居住用不動産を有する要保護高齢者世帯に、当該不動産を担保として生活費を貸付ける資金			

※詳細は各資金別のしおりをご覧ください。

※申込みには原則として1名の連帯保証人が必要です（緊急小口資金・要保護世帯向け不動産担保型生活資金は不要です）。

※福祉資金・教育支援資金の借入にかかる相談・申込みは、まずはお住まいの地域にある市区町社会福祉協議会へお問い合わせください。

不動産担保型生活資金は兵庫県社会福祉協議会までお問い合わせください。

※総合支援資金の借入は、平成27年4月より生活困窮者自立支援制度の自立相談支援事業等の利用が必要となります。まずはお住まいの地域の自立相談支援機関へお問い合わせください（自立相談支援機関の窓口については福祉事務所等にご確認ください）。

～生活福祉資金をご利用になる前に～

生活福祉資金貸付制度は、住み慣れた場所での生活を支援する「地域型の貸付」制度です。

貸付という性格上、負債として将来に負担を残すことになりかねません。このため、貸付額は必要最低限に限らせていただくとともに、借入の相談時から償還完了に至るまでの間、「社会福祉協議会」と「民生委員」がその支援にかかわります。

また、「世帯」に対する貸付となりますので、借入されるご本人だけでなく、ご家族みなさんのご理解とご協力も必要となります。

なお、金銭的な必要性だけで貸付を行うのではなく、日常生活への支援などについても考慮しながら、貸付の実施を審査するため、借入申込から貸付決定までには、1か月から数か月の期間を要することがあるとともに、審査の結果、貸付が不承認となる場合もあります。

これらを十分にご理解いただいた上で、この資金をご利用ください。

社会福祉法人 兵庫県社会福祉協議会

1. 本制度は、厚生労働省の定める生活福祉資金貸付制度要綱並びこれに基づく関係諸規定の定めにより貸付けを行うものです。
2. 借入申込みに当たっては、資金種類毎に要件が定められています。詳細は資金別に用意されている「しおり」でご確認ください。
3. 借入申込みに当たって、兵庫県社会福祉協議会が借入申込書及び添付書類の記載事項につき事実確認を行うために、全国社会福祉協議会や他の都道府県・市区町村社会福祉協議会、自治体、自立相談支援機関、公共職業安定所等の関係機関に照会し、個人情報の提供を受けることがあります。
4. 借入申込みに、所定の借入申込書のほか、貸付要件に該当することを証明する書類が必要です。
5. 審査によって、貸付が不承認となった場合、その理由は一切開示しません。
6. 暴力団員及び世帯員に暴力団員がいる場合は本制度を利用することはできません。また、借入期間中においても暴力団員になることはできません。貸付審査においては兵庫県社会福祉協議会が必要に応じ官公署等から借受人又は世帯員に係る暴力団員該当性情報の提供を求めることがあります。

○申込み・相談窓口

社会福祉法人 兵庫県社会福祉協議会 福祉支援部

神戸市中央区坂口通 2-1-1 県福祉センター内

TEL 078-242-7944

受付時間：9：00～17：00（土日・祝日、年末年始を除く）

またはお住まいの市区町社会福祉協議会へ